

Weekly Report

第442号
平成30年 1月22日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
<http://www.szk-accounting.jp/>

「無期転換ルール」への必要な対応は

改正労働契約法により導入された「無期転換ルール」に基づく無期転換申込権の発生が今年4月から本格的に始まります。

◆無期転換後の労働条件等を検討

無期転換ルールは、同一の使用者との有期労働契約が繰り返し更新され、通算5年を超えた場合は、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換するというものです。

25年4月1日以降に開始した有期労働契約が対象となり、1年更新の場合は5回目の更新後の1年間に無期転換の申込権が発生します（労働者が申込みがあった時点の有期契約が終了後に無期契約）。

無期転換後の労働条件（職務内容、賃金、労働時間など）は、就業規則等で別段の定めがない限り、直前の有期労働契約と同じ労働条件となります。そのため、どのような労働条件を適用するかを検討した上で、別段の定めをする場合は、就業規則にその旨を規定する必要があります。

◆無期転換ルールに関する特例申請はお早めに

有期雇用特別措置法により、①専門的知識等を有する有期雇用労働者、②定年に達した後引き続き雇用される有期雇用労働者については、無期転換申込権が発生しない特例が設けられています。

この特例を適用するには、事業主が適切な雇用管理に関する計画を作成し、都道府県労働局長の認定を受ける必要があります。

現在、特例の申請が全国的に増加しており、認定を受けるまで時間がかかる場合があるようです。そのため、3月末までに認定を受けたい場合は、今月中に申請するよう厚労省が呼びかけています。

協会けんぽの「医療費のお知らせ」は2月送付

医療費控除を適用する際は、領収書に代えて「医療費控除の明細書」の提出が必要となりましたが、健康保険組合等が発行する医療費通知（医療費のお知らせなど）を添付した場合は、明細書の記入を簡略化でき、領収書の保存も不要となります。

多くの中小企業が加入している協会けんぽでは、2月中旬に「医療費のお知らせ」を事業主宛に送付しますが、このお知らせは29年10月までに健康保険で受診等した医療費となります。そのため、11月・12月分については領収書に基づいて明細書に記入することになります。また、お知らせに記載されない自由診療や薬局で購入した医薬品などの医療費も明細書への記入が必要です。

消費税の確定申告が必要な個人事業者は

個人事業者における29年分の消費税の確定申告は、4月2日までです。

27年分の課税売上が1千万円を超えている個人事業者は、確定申告が必要です。

また、27年分の課税売上高が1千万円以下でも28年末までに「消費税課税事業者選択届出書」を提出している場合や、28年1月から6月までの特定期間の課税売上高が1千万円を超えている場合は、確定申告が必要です（特定期間における判定は、給与等支払額の合計額によることもできます）。